

大腸がん検診精密検査医療機関登録の要件

1 設備等 (以下の項目を全て満たすこと)

- (1) 全大腸内視鏡検査の検査体制が整備されていること。全大腸内視鏡検査を行うことが困難な場合は、S 状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による検査や大腸 CT 検査でも許容する。
- (2) 組織診検査が実施できること。但し、実施可能な他の医療・検査機関への委託も可能とする。
- (3) 便潜血検査を精密検査として実施しないこと。

2 人的配置 (以下の項目を全て満たすこと)

- (1) 精密検査を担当する医師は、消化器疾患診療について十分な経験・研修歴を有しており、内視鏡検査に習熟した医師（日本消化器内視鏡学会の専門医、日本消化器がん検診学会の認定医もしくは総合認定医、消化器病専門医等の資格を有する医師が望ましい。）が対応できること。
- (2) 確定診断に至るまでの責任ある体制が構築されていること。
- (3) 精密検査を担当する医師は、全大腸内視鏡検査の臨床例が年間 30 例以上、又は過去 5 年間の累計症例数が 100 例以上であることが望ましい。

3 研修会、講習会、関連学会等への参加

- (1) 精密検査を担当する医師は、常に大腸がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが求められ、県大腸がん委員会が指定する研修会（e-learning も含む）については、2 年に 1 回以上受講することを要件とする。可能であれば毎年受講することが望ましい。また、県大腸がん委員会が指定する研修会以外では、次に掲げる学会が主催する総会もしくは地方会のいずれかに 2 年に 1 回以上出席することでも要件を満たすこととする。
 - (ア) 日本消化器内視鏡学会
 - (イ) 日本消化器がん検診学会
 - (ウ) 日本消化器病学会
 - (エ) 日本消化器外科学会
 - (オ) 日本大腸肛門病学会
- (2) 上記の参加者は、受講証、参加証等（コピーで可）を提出すること。

4 その他

- (1) 精密検査の結果判明後は、紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに返送すること。
- (2) 発見大腸がんに関して、県大腸がん委員会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。
- (3) 精検症例を県大腸がん委員会等に提出して討議できること。